

○公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）（抄）

（議員の定数）

第四条 （略）

2 （略）

3 地方公共団体の議会の議員の定数は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の定めるところによる。

（選挙の単位）

第十二条 （略）

2 （略）

3 都道府県知事及び市町村長は、当該地方公共団体の区域において、選挙する。

4 市町村の議会の議員は、選挙区がある場合にあっては、各選挙区において、選挙区がない場合にあってはその市町村の区域において、選挙する。

（地方公共団体の議会の議員の選挙区）

第十五条 （略）

2～4 （略）

5 一の市町村（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあっては、区（総合区を含む。第六項及び第九項において同じ。）。以下この項において同じ。）の区域が二以上の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における前各項の規定の適用については、当該各区域を市町村の区域とみなすことができる。

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。ただし、指定都市については、区の区域をもつて選挙区とする。

7 第一項から第四項まで又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

9 指定都市に対し第一項から第三項までの規定を適用する場合における市の区域（市町村の区域に係るものを含む。）は、当該指定都市の区域を二以上の区域に分けた区域とする。この場合において、当該指定都市の区域を分けるに当たっては、第五項の場合を除き、区の区域を分割しないものとする。

10 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

○地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

（市町村議会の議員の定数）

第九十一条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

- ② 前項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。
- ③ 第七条第一項又は第三項の規定による処分により、著しく人口の増減があつた市町村においては、前項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。
- ④ 前項の規定により議員の任期中にその定数を減少した場合において当該市町村の議会の議員の職に在る者の数がその減少した定数を超過しているときは、当該議員の任期中は、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときは、これに応じて、その定数は、当該定数に至るまで減少するものとする。
- ⑤ 第七条第一項又は第三項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村(以下本条において「設置関係市町村」という。)は、設置関係市町村が二以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。
- ⑥ 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。
- ⑦ 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第一項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。
- ⑧ 第五項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

○浜松市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成 19 年浜松市条例第 58 号）（抄）

（議員の定数）

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 91 条第 1 項の規定に基づき、浜松市議会の議員(以下「議員」という。)の定数は、46 人とする。

（各選挙区において選挙すべき議員の数）

第 2 条 公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 15 条第 8 項の規定に基づき、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。

選挙区	選挙すべき議員の数
中央区	34 人
浜名区	9 人
天竜区	3 人